

平成25年度第1回市川市幼児教育振興審議会

日時：平成26年1月16日（木）

午後1時30分～3時30分（予定）

場所：市川市生涯学習センター3階

第2研修室

次 第

1. 会長及び副会長の選出について

2. 報告

（1）幼児教育振興審議会について

（2）子ども・子育て支援新制度に係る検討状況について

（3）公立幼稚園について

3. その他

【 配布資料 】

資料1 市川市幼児教育振興審議会条例

資料2 市川市幼児教育振興審議会委員名簿

資料3 市川市幼児教育振興審議会の概要

参考資料 公立幼稚園の今後のあり方について（答申）

市川市公立幼稚園保育料について（答申）

資料4 幼児教育振興プログラムについて

幼児教育振興プログラム（冊子）

資料5 子ども・子育て支援新制度について

資料6 市川市子ども・子育て会議について

資料7 平成26年度市川市立幼稚園入園申請状況について

○市川市幼児教育振興審議会条例

昭和50年3月31日

条例第30号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市川市幼児教育振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、幼児教育の振興充実について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員13名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者につき、市長の意見を聞いて教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4名
 - (2) 公・私立幼稚園関係者 4名
 - (3) 公・私立保育園関係者 4名
 - (4) 小学校関係者 1名
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局において所掌する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(平23条例4・一部改正)

(審議会の運営その他必要な事項)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則(抄)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

市川市幼児教育振興審議会委員名簿

(委嘱期間:平成25年7月7日～平成27年7月6日)

区分	氏名	性別	所属・役職名	初委嘱年月日 (在任期間)	備考	
第1号委員	学識経験者	タカオ キミヤ 高尾 公矢	男	聖徳大学 教授・社会福祉学科長	H22.5.13～ (3年11月)	再任
		スズキ 鈴木 みゆき	女	和洋女子大学 教授	H22.5.13～ (3年11月)	再任
		イナバ ケンジ 稲葉 健二	男	市川市議会議員	H19.5.28～H23.5.9 H23.6.2～ (6年)	再任
		ヨシダ ヒデオ 吉田 英生	男	社団法人市川市医師会理事 (吉田こどもクリニック院長)	H25.7.7～	新
第2号委員	公 ・ 私立幼稚園関係者	ミドリヤ カズキ 緑谷 一樹	男	市川市私立幼稚園協会会長 (みどり幼稚園園長)	H25.7.7～	新
		マスタ ミナ 増田 実菜	女	市川市私立幼稚園保護者	H25.7.7～	新
		コタニ ヨウコ 小谷 陽子	女	市川市公立幼稚園園長 (塩焼幼稚園)	H25.7.7～	新
		ウシキ マサコ 牛木 雅子	女	市川市公立幼稚園保護者	H25.7.7～	新
第3号委員	公 ・ 私立保育園関係者	イノセ ヒロ 猪瀬 ひろ	女	市川市私立保育園園長 (愛泉保育園)	H23.7.7～ (2年)	再任
		サイトウ マユミ 齊藤 真由美	女	市川市私立保育園保護者	H23.7.7～ (2年)	再任
		ナカガワ ヒロコ 中川 洋子	女	市川市公立保育園園長 (本北方保育園)	H25.7.7～	新
		アオバ ダイスケ 青葉 大助	男	市川市公立保育園保護者	H25.7.7～	新
第4号委員	小学校関係者	ヤジマ マサル 矢島 勝	男	市川市立小学校校長 (国府台小学校)	H24.5.9～ (1年1月)	再任

市川市幼児教育振興審議会の概要

- 審議会の設置 市川市幼児教育振興審議会条例に基き、昭和50年4月1日に設置
- 審議会の任務 市川市の幼児教育の振興と充実を図るための方策を、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査審議するとともに、その実施について建議する
- 審議会の委員 非常勤の委員13名
 - 内訳 第1号委員 学識経験者 4名
 - 第2号委員 公・私立幼稚園関係者 4名
 - 第3号委員 公・私立保育園関係者 4名
 - 第4号委員 小学校関係者 1名
- 所管課 市川市教育委員会 教育総務部 教育政策課
(平成11年度に学務課より指導課、平成15年に就学支援課、平成20年より現課に移管)

幼児教育振興審議会での審議・建議内容(平成22～24年度)

年度	主な内容
平成22年度	<p>○公立幼稚園の今後のあり方について〔諮問、答申〕</p> <p>答申概要 3園（百合台幼稚園、大洲幼稚園、南行徳幼稚園）を基幹園として残し、「公」としての役割を果たしていく。 その他の園については、今後の就園状況、地域の実情、バランス等を考慮しながら、廃園可能な園から順次廃園 ・稲荷木幼稚園は廃園 ・二俣幼稚園は当面の間は休園の方向で検討していくことが望ましい</p> <p>○幼児教育振興プログラムの進捗状況について 他 全4回開催</p>
平成23年度	<p>○平成22年度諮問・答申内容とその後の状況について</p> <p>○市立幼稚園保育料の見直しについて〔諮問〕</p> <p>○幼児教育振興プログラムの評価について 他 全4回開催</p>
平成24年度	<p>○平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて〔答申〕</p> <p>答申概要 市川市立幼稚園の保育料については、引き上げることが妥当 ただし、平成25年度については据え置くことが望ましい</p> <p>○幼保一体化施設（習志野市杉の子こども園）視察</p> <p>○教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書について</p> <p>○子ども・子育て支援新制度について 他 全4回開催</p>

市川市幼児教育振興審議会の概要

- 審議会の設置 市川市幼児教育振興審議会条例に基き、昭和50年4月1日に設置
- 審議会の任務 市川市の幼児教育の振興と充実を図るための方策を、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査審議するとともに、その実施について建議する
- 審議会の委員 非常勤の委員13名
 - 内訳 第1号委員 学識経験者 4名
 - 第2号委員 公・私立幼稚園関係者 4名
 - 第3号委員 公・私立保育園関係者 4名
 - 第4号委員 小学校関係者 1名
- 所管課 市川市教育委員会 教育総務部 教育政策課
(平成11年度に学務課より指導課、平成15年に就学支援課、平成20年より現課に移管)

幼児教育振興審議会での審議・建議内容(平成22～24年度)

年度	主な内容
平成22年度	<p>○公立幼稚園の今後のあり方について〔諮問、答申〕</p> <p>答申概要 3園（百合台幼稚園、大洲幼稚園、南行徳幼稚園）を基幹園として残し、「公」としての役割を果たしていく。 その他の園については、今後の就園状況、地域の実情、バランス等を考慮しながら、廃園可能な園から順次廃園 ・稲荷木幼稚園は廃園 ・二俣幼稚園は当面の間は休園の方向で検討していくことが望ましい</p> <p>○幼児教育振興プログラムの進捗状況について 他 全4回開催</p>
平成23年度	<p>○平成22年度諮問・答申内容とその後の状況について</p> <p>○市立幼稚園保育料の見直しについて〔諮問〕</p> <p>○幼児教育振興プログラムの評価について 他 全4回開催</p>
平成24年度	<p>○平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて〔答申〕</p> <p>答申概要 市川市立幼稚園の保育料については、引き上げることが妥当 ただし、平成25年度については据え置くことが望ましい</p> <p>○幼保一体化施設（習志野市杉の子こども園）視察</p> <p>○教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価報告書について</p> <p>○子ども・子育て支援新制度について 他 全4回開催</p>

幼児教育振興プログラムについて

○趣旨

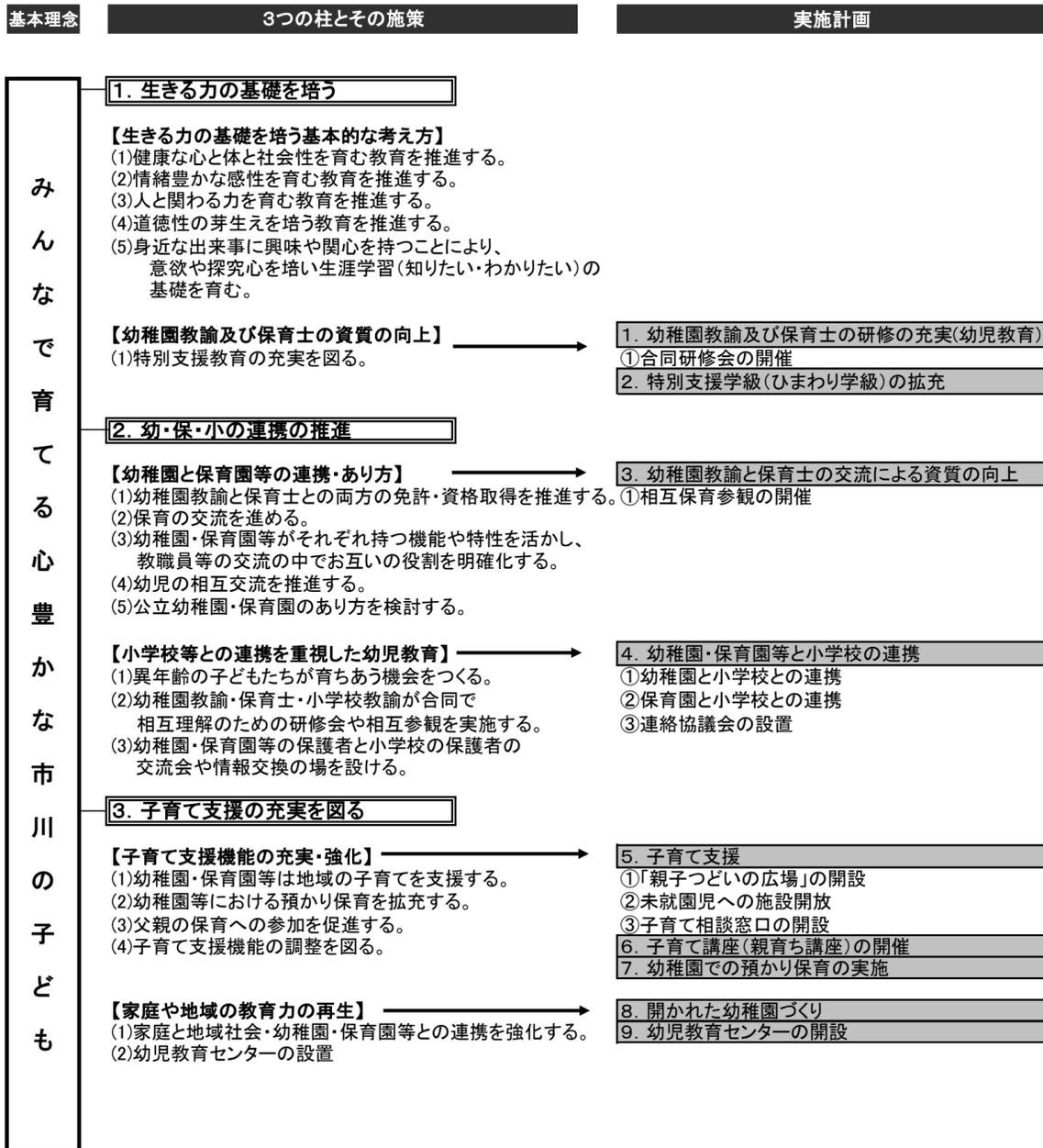
「みんなで育てる心豊かな市川の子ども」の基本理念に3本の柱を掲げ、幼稚園・保育園等と家庭や地域等が連携し、心豊かな市川の子どもを育てることができるよう、本市が取り組む幼児教育の方向性を明確にするとともに、現下の課題である子育て支援を推進するために策定。

○計画期間

平成20年度から平成25年度までの6年間

○プログラムの位置づけ

「市川市教育基本計画」の部門別計画。幼児教育の充実を目指す。



平成24年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価			
		進捗の評価 A:計画どおりに進められた B:一部は計画どおりに進められた C:計画どおりに進められなかった	
○教育振興基本計画における事業の概要			
施策 3-1 幼児期の教育を推進するための環境を整える			
3-1-1 生きる力の基礎を育む教育の推進		平成24年度	
	実績(活動及び効果)	進捗の評価	施策の評価
公私立幼稚園教諭が相互の特質をふまえ、共通理解・認識を深めるとともに、幼児教育や保育の質の向上を図る。	幼稚園教諭の共通の課題となる「コミュニケーション力を高める」「子育て支援・親支援」等の研修を通じ、共通理解が深まるとともに、公私立幼稚園における幼児教育や保育の質の向上が図られた。	A	施策の実現は十分に図られてきている
特別な支援を必要とする子どもに対し、幼稚園の集団の中での育ち合いを基本としながら、通常学級の子供たちとのふれあいの中で、基本的生活習慣を育成し、自立を目指す。	幼稚園3園でひまわり学級を開設し、園児27名に対して小集団での指導を行った。	A	
3-1-2 幼稚園・保育園・小学校の連携の推進		平成24年度	
	実績(活動及び効果)	進捗の評価	施策の評価
幼稚園と保育園などの垣根を越え、幼保相互の保育参観を実施し、相互理解や指導内容の共通認識を図る。	幼保相互の保育参観・保育実地研修後、自園に戻りフェードバックを実施することで研修内容が周知徹底され、幼稚園・保育園の環境の違いや勤務体制、保育時間の違い等を踏まえた上で、相互理解や指導内容の共通理解が進んだ。	A	施策の実現は十分に図られてきている
幼稚園などが小学校との連携推進を図るためのモデル的施行として、「幼小連携推進モデル園・校」による実践研究を進める。	指定を受けた二保、百合台の幼稚園・小学校では、園児・児童の交流の取組を進めるとともに、教職員の交流を図り、それぞれのわらいを明確にした活動計画が大事であることが確認された。	A	
3-1-3 子育て支援の充実		平成24年度	
	実績(活動及び効果)	進捗の評価	施策の評価
子育て支援の一環として、未就園児親子を対象とした保育をはじめ、施設開放を実施し、遊びや運動などのふれあいの時間を通じて、健やかな育ちにつなげ、地域へ子育て支援を提供する。	公立幼稚園における子育て支援の充実を図るため、公立幼稚園8園で園庭開放(述べ945回、65、356人)と未就園児保育(述べ128回、4、489人)を実施した。	A	施策の実現は十分に図られてきている
幼児期の子育てに関し、多様化する悩みを抱える保護者の精神的な負担軽減を図る。	子育て支援の充実を図るため、公立幼稚園8園に「子育て相談窓口」を設置し、述べ152人の「相談に応じた」。	A	
公私立幼稚園の特別支援教育を図るため幼児教育相談員(特別支援教育の有識者)を配置し、各園へ訪問して個々の園児に対応した教諭への適正な指導や保護者からの相談業務を実施することで、幼稚園における特別支援教育の充実を図る。	公私立幼稚園の特別支援教育の推進を図るため、幼児教育相談員4名により、公私立幼稚園29園を巡回し、延べ1,038件の相談に応じた。	A	
【幼稚園評議員制度の充実】地域に愛される開かれた園づくりを推進し、家庭や地域と連携しながら特色ある幼稚園づくりの展開を図る。	経営方針を説明し情報提供を行った上で園行事等を参観、様々なライフステージの立場で意見交換が活発に行われ、幼稚園が抱える課題や園独自の取組の把握ができ幼稚園評議員制度が活性化するとともに、その評価に基づいて地域に開かれた園づくりを推進することができた。	A	
幼児教育センターの開設に向け「幼児教育センター構想」を策定、具体的な事業展開に向け検討を行う。	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼児教育センター機能のあり方について検討した。	B	

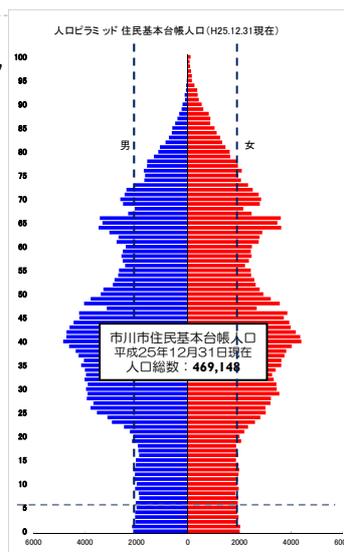
子ども・子育て支援新制度について

市川市の子育て環境の状況

- 市川市の人口動向
- 市川市の将来人口予想
- 就学前児童施設数(幼稚園・保育所)
- 児童の就園状況
- 年度別 3歳児の就園状況
- 就園状況の推移(3歳~5歳)
- 市川市の待機児童数の推移

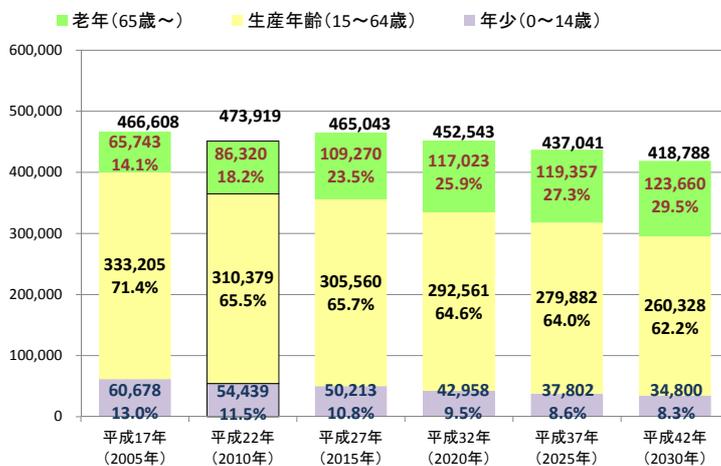


市川市の人口動向



市川市の将来人口予想

市川市の将来人口推計(平成24年度)



※平成17年、平成22年は国勢調査による実績値であり、総人口には年齢不詳も含まれます。

▶ 3

2014/1/16

市川市の就学前児童施設数 (幼稚園・保育所)

区分	種別	施設数	0歳~2歳児	3歳~5歳児	割合	計
幼稚園	公立幼稚園	8	0	1,108	55.1%	1,108
	私立幼稚園	32	1	4,773		
	類似施設	4	4	727		731
保育所	公立保育園	30	1,195	1,925	33.7%	3,120
	私立認可保育園	32	1,227	1,632		
	簡易保育所	35	529	486		1,015
その他		—	9,479	1,332	11.1%	10,811
計		141	12,435	11,983		24,418



平成25年4月30日現在 児童数(0歳から5歳児)

▶ 4

2014/1/16

市川市の就学前の児童就園況

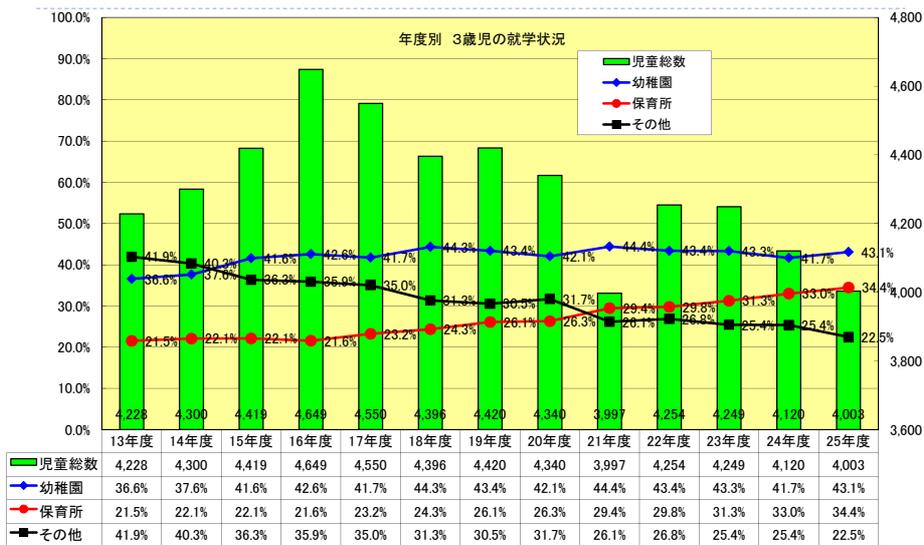
■平成25年度就園児童の状況調べ

平成25年4月30日現在

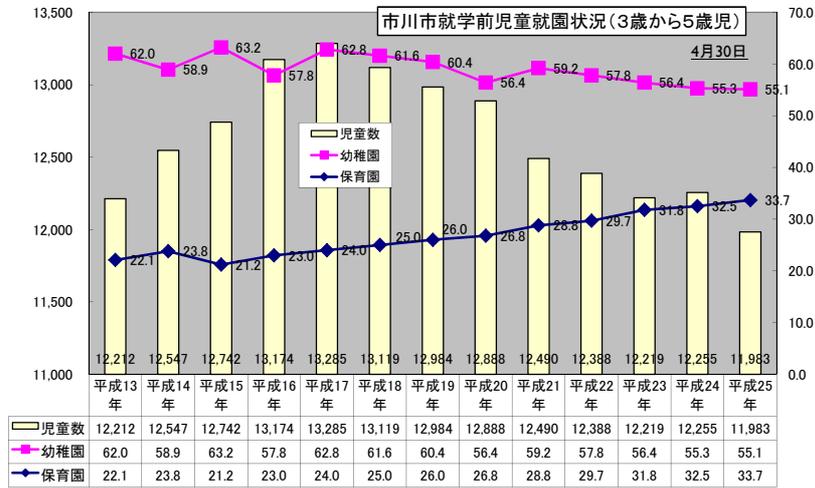
児童数:(人)、構成比:(%)

区分	児童総数	幼稚園						保育園						その他					
		公立幼稚園		私立幼稚園		類似施設		公立保育園		私立保育園		簡易保育所		児童数	構成比				
		児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比	児童数	構成比						
0歳児	4,158	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	207	5.0%	233	5.6%	43	1.0%	483	11.6%	3,675	88.4%
1歳児	4,142	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	447	10.8%	484	11.2%	233	5.6%	1,144	27.6%	2,998	72.4%
2歳児	4,135	0	0.0%	1	0.0%	4	0.1%	5	0.1%	541	13.1%	530	12.8%	253	6.1%	1,324	32.0%	2,806	67.9%
3歳児	4,003	0	0.0%	1,512	37.8%	213	5.3%	1,725	43.1%	614	15.3%	547	13.7%	218	5.4%	1,379	34.4%	899	22.5%
4歳児	3,978	518	13.0%	1,594	40.1%	246	6.2%	2,358	59.3%	652	16.4%	570	14.3%	138	3.5%	1,360	34.2%	260	6.5%
5歳児	4,002	590	14.7%	1,667	41.7%	268	6.7%	2,525	63.1%	659	16.5%	515	12.9%	130	3.2%	1,304	32.6%	173	4.3%
0~2歳計	12,435	0	0.0%	1	0.0%	4	0.0%	5	0.0%	1,195	9.6%	1,227	9.9%	529	4.3%	2,951	23.7%	9,479	76.2%
3~5歳計	11,983	1,108	9.2%	4,773	39.8%	727	6.1%	6,608	55.1%	1,925	16.1%	1,632	13.6%	486	4.1%	4,043	33.7%	1,332	11.1%
総合計	24,418	1,108	4.5%	4,774	19.6%	731	3.0%	6,613	27.1%	3,120	12.8%	2,859	11.7%	1,015	4.2%	6,994	28.6%	10,811	44.3%

年度別 3歳児の就園状況



市川市の就園状況の推移 (3歳～5歳)

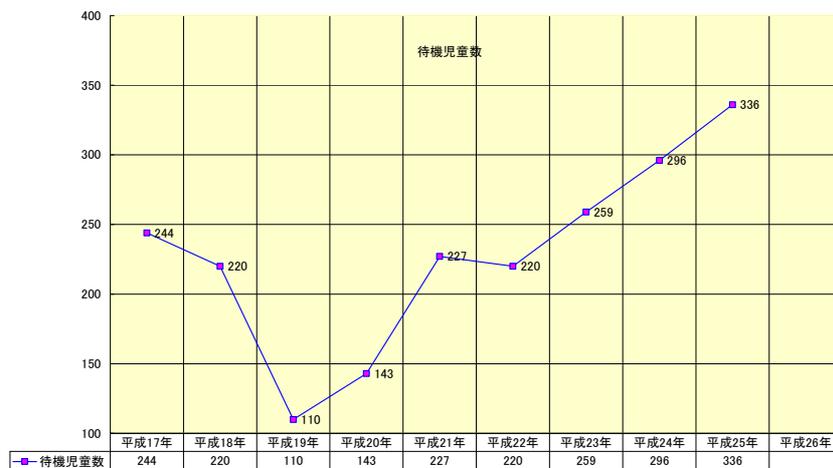


▶ 7

2014/1/16

市川市の待機児童数の推移

4月現在



▶ 8

2014/1/16

社会保障・税一体改革による社会保障の充実

- 社会保障改革が目指すもの
- 社会保障改革の全体像
- 消費税増税の配分



社会保障改革が目指すもの

給付は高齢世代が中心、負担は現役世代が中心という現在の社会保障制度を見直し、現役世代も含めた、全ての人により受益を実感できる「全世代対応型」の社会保障制度を構築します。

働き方の変化

家族形態や地域の変化

少子高齢化

厳しい財政状況

社会経済の変化への対応

子育てに関係する
支出の拡大

現役世代への
支援の強化



社会保障の機能強化と
給付の重点化・効率化

持続可能で適切・公平な
社会保障給付



社会保障の安定財源確保と
財政健全化の同時達成

あらゆる世代が負担を
分かち合い、将来世代に
先送りしない



全ての人により受益を実感できる社会保障制度へ

社会保障改革の全体像

給付は高齢世代が中心、負担は現役世代が中心という現在の社会保障制度を見直し、現役世代も含めた、全ての人により受益を実感できる「全世代対応型」の社会保障制度を構築します。

<p>子ども・子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実 	<p>医療・介護</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・在宅介護の充実 <ul style="list-style-type: none"> …地域包括ケアシステム →住み慣れた地域での生活の継続 早期社会復帰にむけた医療の充実 保険料の低所得者軽減を強化 長期で高額な医療の患者負担を軽減 後発医薬品の使用促進、給付の重点化
<p>年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金の持続可能性の確保 (国庫負担2分の1の恒久化) 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付 被用者年金の一元化 年金の物価スライド特例の解消 被用者保険の適用拡大→短時間労働者にもサラリーマンの社会保障 	<p>就労促進、ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)の実現</p> <p><「分厚い中間層」の復活></p> <ul style="list-style-type: none"> 高年齢者雇用対策→雇用と年金の接続 若年者雇用対策 パートタイム労働対策→均等・均衡待遇の推進 有期労働契約→雇用の安定と公正な待遇
<p>医療イノベーション ○医薬品・医療機器等の創出拠点 (中核病院を創設) ○審査体制強化</p>	
<p>貧困・格差対策強化</p> <p><低所得者対策強化(逆進性対策)></p> <ul style="list-style-type: none"> 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付 医療・介護の保険料の低所得者軽減を強化 <p><重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護の見直し (後発医薬品の使用促進など) 生活保護受給者の就労・自立支援 (NPOとの連携) 	

消費税増税の配分

社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けてのこととなり、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等^{*}による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

<p>子ども・子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上) <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実 ・「待機児童解消加速化プラン」の実施 ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業 ・社会的養育の充実 	<p>医療・介護</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護サービスの提供体制改革 <ul style="list-style-type: none"> ①病床の機能分化と連携、在宅医療の推進等 <ul style="list-style-type: none"> ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていることで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。 ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。 ・医療、看護等の医療従事者を確保する。(新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置) ②地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。 i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備 iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた支援者への支援の見直し v) マンパワーの確保等 ○難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立 	<p>年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付 ・支給資格期間の短縮 ・遺族年金の父子家庭への拡大
<p>所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度 ※消費財課税(平年度ベース)</p>		<p>0.7兆円程度</p> <p>1.5兆円程度 <small>※充実と重点化・効率化を併せて実施</small></p> <p>0.6兆円程度</p>

^{*}2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。
(注)上記の者は、消費増税増収を基盤とした社会保障の充実について、公平に受益があるものについて受益したものである。

子ども・子育て支援新制度

- 子育てをめぐる現状と課題について
- 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の主なポイント
- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み
- 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像
- 新制度における幼稚園のこれから
- 施設型給付の創設
- 幼稚園における公費制度変化のイメージ
- 保育の必要性の認定
- 新制度における利用・公費のイメージ
- 地域子ども・子育て事業
- 幼稚園における公費制度変化のイメージ2



子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行
(平成23年合計特殊出生率1.39)
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
・待機児童の解消
・地域の保育を支援
・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立） の主なポイント

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

▶ 15

2014/1/16

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

▶ 16

2014/1/16

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等

(対象事業の範囲は法定)

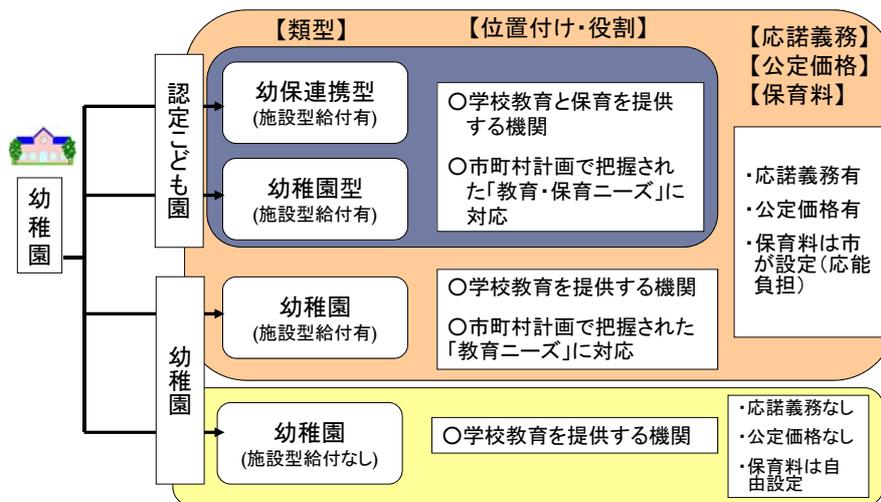
※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

新制度における幼稚園のこれから



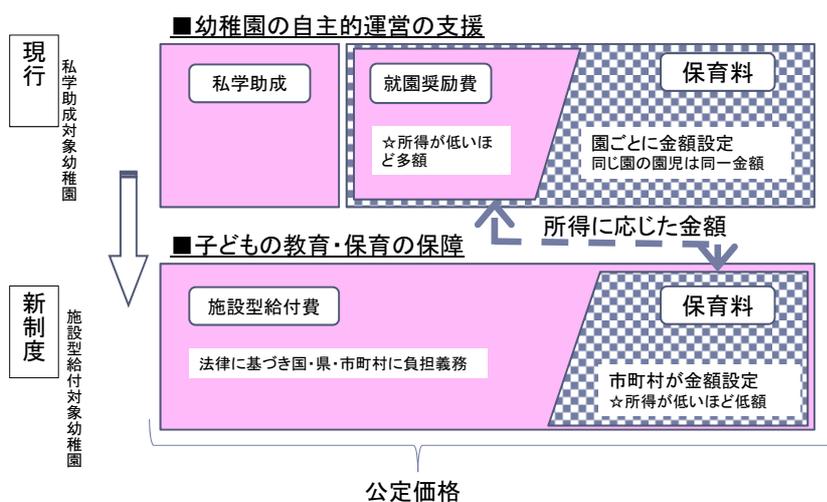
施設型給付の創設

		認可保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育所
現行	財政措置	・保育所運営費	・私学助成 ・就園奨励費	・保育所運営費 ・私学助成 ・就園奨励費	・無し
	利用者負担	所得に応じた費用徴収	施設によって異なる(事業者が定める金額)		
新制度	認可保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育所				
	財政措置	すべて一本化 施設型給付			
	利用者負担	法律に基づき、利用者が一部負担			
					現行制度を選択可能
					幼稚園
					・私学助成 ・就園奨励費

▶ 19

2014/1/16

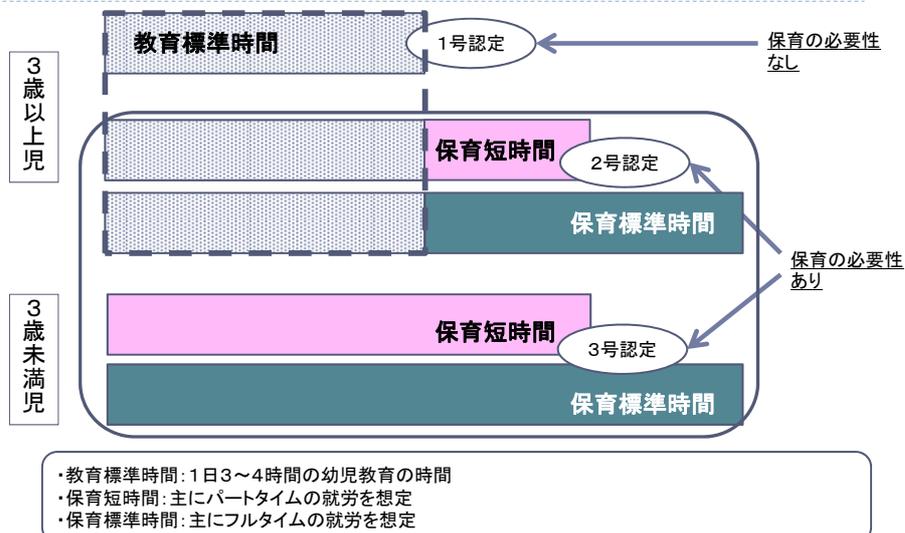
幼稚園における公費制度変化のイメージ



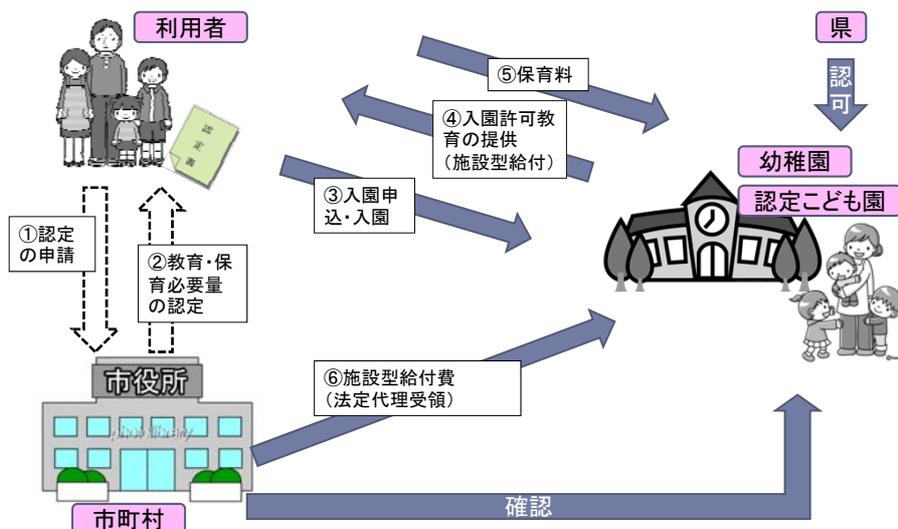
▶ 20

2014/1/16

保育の必要性の認定



新制度における利用・公費のイメージ

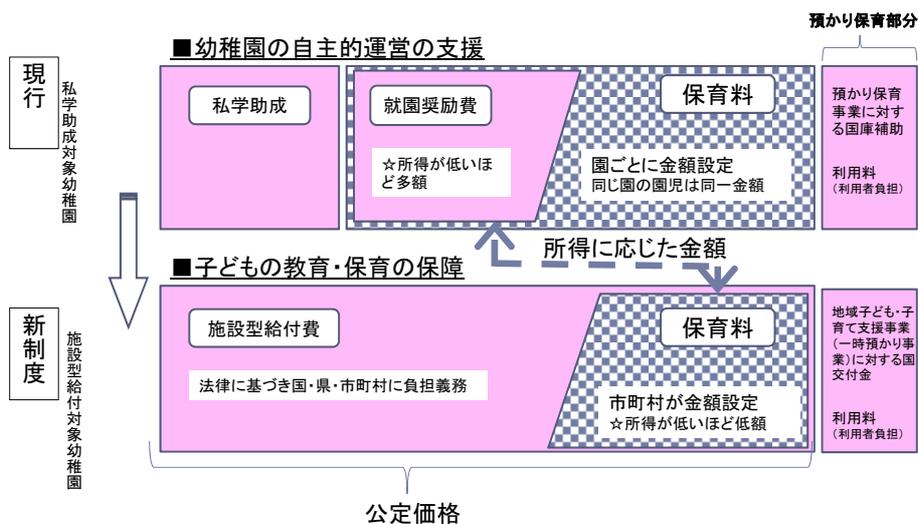


地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」とは子ども・子育て支援法の中で列挙されている、下記の13事業を指します。なお、現在市川市では行っていない事業も含まれています

- ① 利用者支援（新規）
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり(幼稚園の預かり保育)
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

幼稚園における公費制度変化のイメージ2



市川市子ども・子育て会議の概要

- 審議会の設置** 市川市子ども・子育て会議条例に基き、平成 25 年 7 月 1 日に設置
- 審議会の任務** 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。
- 審議会の委員** 非常勤の委員 15 名以内
- 内訳 第 1 号委員 学識経験のある者 3 名
 第 2 号委員 関係団体の推薦を受けた者 2 名
 第 3 号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 4 名
 第 4 号委員 子どもの保護者 4 名
 第 5 号委員 市民 2 名
- 所管課** こども部

子ども・子育て会議での審議・建議内容(平成25年度)

年度	主な内容
平成 25 年度	【第 1 回】 子ども・子育て支援新制度について 市川市子ども・子育て支援事業計画の策定について〔諮問〕
	【第 2 回】 市川市次世代育成支援行動計画の進捗状況について 市川市子ども・子育て支援事業計画 計画の体系(案)について
	【第 3 回】 市川市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる ・教育・保育提供区域について ・市民ニーズ調査について
	【第 4 回】 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について〔諮問〕 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について〔諮問〕 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準について〔諮問〕 放課後児童健全育成事業(放課後保育クラブ)の設備及び運営の基準について〔諮問〕 市川市子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について

市川市子ども・子育て会議への諮問内容と現在の検討状況

基準について

【諮問】平成25年11月13日 第4回会議において、下記の4点の基準について諮問

施設等に関する基準	子どもの保護者に関する認定基準
<p>●特定教育・保育施設の運営基準 (施設型給付の対象となる認定こども園・保育園・幼稚園であることを確認するための基準)</p>	<p>●子どものための教育・保育給付の支給認定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性の認定 ①事由 就労、妊娠、出産、保護者の疾病・障害 ②区分 保育標準時間、保育短時間、教育標準時間 ③優先利用 ひとり親世帯、生活保護世帯
●地域型保育施設の認可、運営基準	
●放課後保育クラブの基準	

↓
【答申】(平成26年3月頃)

私立幼稚園に対し、国が新制度への意向調査予定(4~6月頃)

↓
【基準の決定】(平成26年6月議会に提案予定)

↓
【基準の周知・認定の開始】

市川市子ども・子育て支援事業計画について

【諮問】平成25年7月12日 第1回会議において諮問

○必須記載事項

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 各年度における教育・保育の量の見込み・提供体制の確保の内容、時期
3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保の内容、実施時期
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供・推進に関する体制の確保の内容

○任意記載事項

- ・産休、育休明けの特定保育教育施設の円滑な利用
- ・子どもに関する専門的な県の施策との連携
児童虐待防止対策の充実
母子家庭・父子家庭の自立支援の推進
特別な支援を要する子ども施策の充実
- ・仕事と家庭生活の両立
ワークライフバランス

↓
【答申】(～平成26年9月)

↓
千葉県報告
パブリック・コメント

↓
【計画策定】(平成27年3月)

ニーズ調査実施済
就学前児童のいる世帯
4,500世帯
小学生のいる世帯
2,500世帯

保育料(利用者負担)について

国の会議で検討中
平成26年4月以降、公定価格や利用者負担の上限等が国から示される予定

平成26年4月以降
検討予定

↓
【保育料の決定】

↓
【保護者への周知】



平成27年4月子ども・子育て支援新制度スタート

平成26年度 市川市立幼稚園入園状況

H26.1.14

園名	募集人員(A)	入園予定者 H26.1.7現在	入園率 B/A	前年度 入園予定者 H25.1.7現在	増減数	備考
		計(B)				
二俣	70	32	45.7%	27	5	1クラス
信篤	80	49	61.3%	64	-15	2クラス
大洲	70	51	72.9%	66	-15	2クラス
南行徳	140	91	65.0%	86	5	3クラス
百合台	70	47	67.1%	53	-6	2クラス
新浜	80	60	75.0%	80	-20	2クラス
塩焼	120	108	90.0%	114	-6	3クラス
合計	630	438	69.5%	490	-52	

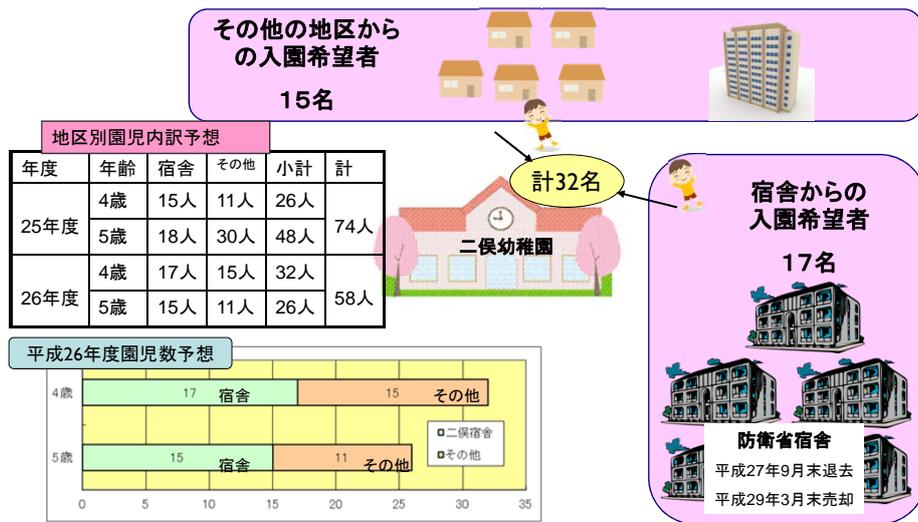
公立幼稚園の申請状況

- 平成26年度 二俣幼稚園入園申請状況
- 二俣幼稚園園児数の推移
- 二俣幼稚園園区の世帯数と児童数の推移



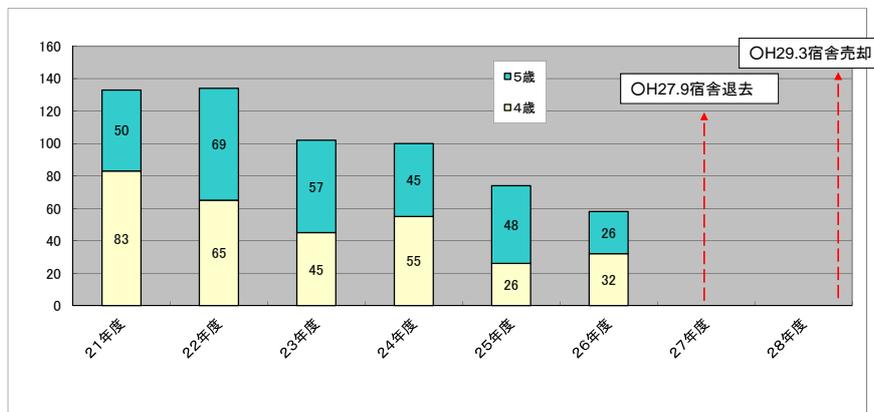
▶ 1

平成26年度 二俣幼稚園入園申請状況



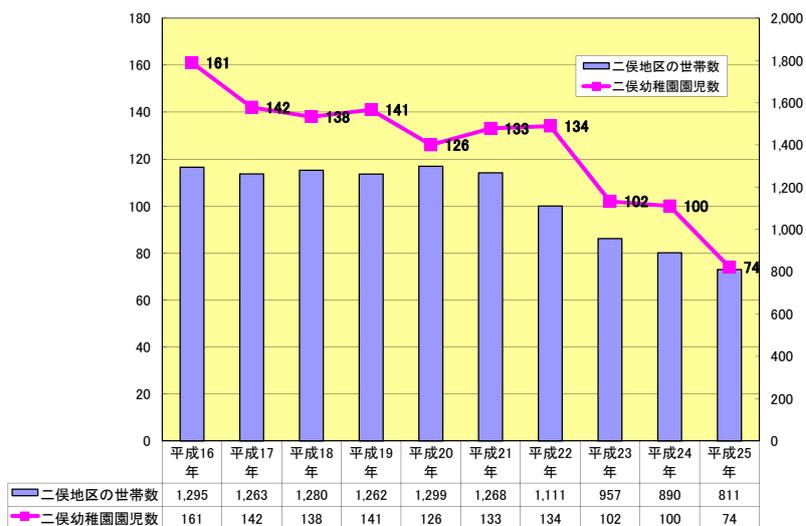
▶ 2

二俣幼稚園園児数の推移



▶ 5

二俣幼稚園園区の家帯数と児童数の推移



▶ 4